

伊方発電所の状況について

令和8年3月24日
四国電力株式会社

1. はじめに
2. 伊方発電所3号第18回定期検査の終了について
 - ① 伊方発電所3号機 炉内核計装装置の不具合について（続報）
3. 伊方発電所で実施中の工事の進捗状況報告
 - ① 伊方発電所1、2号機の廃止措置の状況
 - ② 使用済樹脂貯蔵タンク増設工事の状況
4. 使用済燃料の搬出状況
5. 伊方発電所3号機の基準地震動策定について
 - （参考1）伊方発電所3号機 炉内核計装装置の不具合の原因（概要）
 - （参考2）伊方発電所1，2号機の廃止措置について

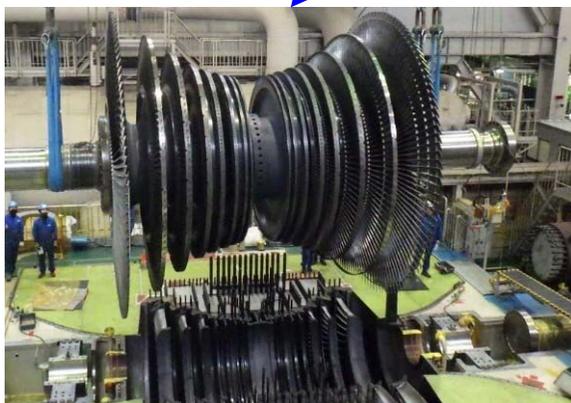
1. はじめに

- 伊方発電所3号機は、令和8年1月21日に第18回定期検査を終了（総合負荷性能検査が終了）し、本日まで安全・安定運転を継続しています。
- 乾式貯蔵施設については、令和7年7月より運用を開始しており、現在までに2基の乾式キャスクに使用済燃料を収納し、乾式貯蔵建屋にて安全に貯蔵しております。
- また、伊方発電所1, 2号機は廃止措置作業を進めており、令和7年11月20日に、1号機の第2段階（全4段階）への移行に関する国への申請および安全協定に基づく事前協議の申し入れを行いました。
- 本日は、これらを含めた伊方発電所の状況について報告させていただきます。

2. 伊方発電所3号機第18回定期検査の終了について

○ 定検工程実績

	令和7年度			
	10月	11月	12月	1月
主要工程	10/11送電停止 ▼ 停止操作 RV開放 燃料取出 ▼ RV: 原子炉容器		燃料装荷 RV復旧 各種試験 起動試験 ▼ 12/27送電開始	
点検・工事	各機器点検 1次系弁取替工事			



低圧タービン点検



低温側高圧注入ライン逆止弁取り替え



燃料集合体全数157体のうち、44体を新燃料に取り替え

2. 伊方発電所3号機第18回定期検査の終了について

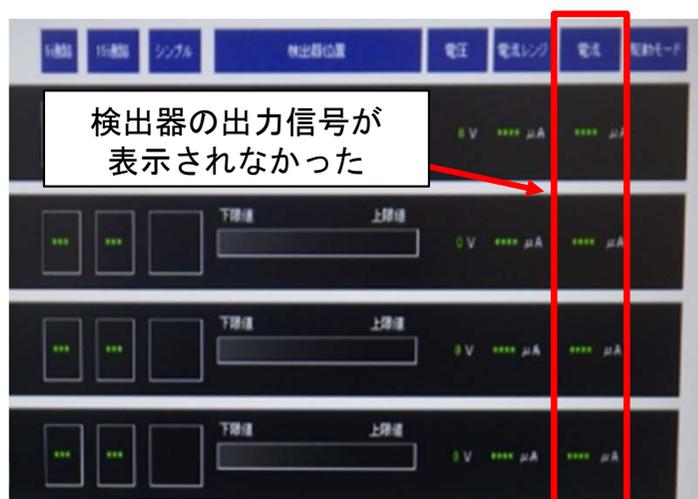
①伊方発電所3号機 炉内核計装装置の不具合について(続報)

(経緯)

- 令和6年10月2日、3号機第17回定期検査中において、原子炉内の燃料の出力分布を測定する検査を行っていたところ、炉内核計装装置の検出器8本（予備検出器4本含む）の出力信号が炉内計装盤に表示されないことを確認しました。
- 原因は、炉内計装盤の更新工事にて取り替えた**高電圧発生基板の電源回路の仕様が、絶縁方式から非絶縁方式に変更されたこと**によるものでした（参考1参照（16ページ））。
- 設備的な対応として接地回路の改修、運用面での対応として1系統（検出器1本）で測定する手順に変更する等の対策を講じ、炉内核計装装置により原子炉内の燃料の出力分布が正常に測定できることを確認しました。
- また、メーカーと連携を密にし設計情報を共有、適切な試験条件を策定する等の設計管理上の対策を講じることとしたほか、従前の4系統（検出器4本）同時測定が可能な高電圧発生基板の新規開発をメーカーに要求しました。
- 本件に関する原因と対策について、令和7年2月に愛媛県に報告書を提出し、同年3月の環境安全管理委員会にて報告しております。

(今回の報告事項)

- 上記の設計管理上の対策を確実にいき、メーカーにて**高電圧発生基板（絶縁方式）を新規開発**しました。
- 3号機第18回定期検査にて新たに開発した高電圧発生基板の実装工事を行い、令和7年12月27日、原子炉内の燃料の出力分布を測定する検査にて**4系統同時測定が問題なく実施できていることを確認**しました。



事象発生時の炉内計装盤の表示画面
(3号17回定期検査時)



新規開発した高電圧発生基板に取替後の炉内計装盤の表示画面
(3号18回定期検査時)

3. 伊方発電所で実施中の工事の進捗状況報告

①伊方発電所1、2号機の廃止措置の状況

- 廃止措置期間中に実施する汚染状況の調査や各設備の解体作業等を確実に安全に進めるため、**全体工程を4段階に区分し、約40年かけて廃止措置を進めていく計画**としています。
- 現時点（令和8年3月末）において、1号機は廃止措置第1段階の終盤を迎えており、**第2段階以降も継続して実施する作業以外は完了**しています。
- また、令和7年11月20日、1号機の廃止措置第2段階移行に向け、愛媛県および伊方町に対して安全協定に基づく事前協議の申し入れを行うとともに、廃止措置計画の変更認可申請を国に提出しました。
- 2号機の廃止措置については燃料の搬出、管理区域外設備の解体撤去等の第1段階の作業を継続しています。

第1段階 解体工事準備期間		第2段階 原子炉領域周辺設備 解体撤去期間	第3段階 原子炉領域設備等 解体撤去期間	第4段階 建家等 解体撤去期間
1号機	約10年 (～2026年度頃)	約15年 (～2041年度頃)	約8年 (～2049年度頃)	約7年 (～2056年度頃)
2号機	約10年 (～2029年度頃)	約15年 (～2044年度頃)	約8年 (～2052年度頃)	約7年 (～2059年度頃)
<p>管理区域外設備の解体撤去 燃料の搬出</p>		<p>管理区域内設備 (原子炉領域周辺) の解体撤去</p>	<p>原子炉領域設備 の解体撤去</p> <p>蒸気発生器 原子炉容器</p>	<p>建家等の 解体撤去</p> <p>原子炉格納容器 原子炉補助建家等</p>
燃料を搬出するとともに、主に2次系設備(ポンプ・タンク等)の解体撤去を開始		1次系設備(ポンプ・タンク等)の解体撤去を開始	1次系の主要設備である原子炉容器や蒸気発生器等の解体撤去を実施	原子炉格納容器、原子炉補助建家等の解体撤去を実施

3. 伊方発電所で実施中の工事の進捗状況報告

①伊方発電所1、2号機の廃止措置の状況<<第1段階の進捗>>

- 1号機は平成29年9月から、2号機は令和3年1月から廃止措置作業を実施しており、計画どおりに進捗しています。また、作業員の被ばく管理等も適切に行っております。

凡例 ●:完了 ○:継続実施

(参考2参照(17~22ページ))

第1段階	1号機	2号機
①燃料の搬出	<ul style="list-style-type: none"> ●使用済燃料(237体)は3号機の使用済燃料ピットへ搬出完了(令和元年9月) ●新燃料(96体)は搬出完了(令和6年6月) (搬出先は海外加工工場) 	<ul style="list-style-type: none"> ○使用済燃料(316体)は令和11年度までに搬出予定 ○新燃料(102体)は、100体を搬出済み 残り2体は令和8年度までに搬出予定 (搬出先は海外加工工場)
②放射性物質による汚染の除去	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年度に終了 	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度に終了
	(実施内容) 第1段階で行う汚染状況の調査やパトロール等で立ち入る放射線業務従事者の被ばく低減を図る観点から、余熱除去系統、化学体積制御系統について、配管を切断し、研磨剤を使用するブラスト法やブラシ等による研磨法等の機械的方法により汚染の除去作業を実施	
③汚染状況の調査	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度に終了 	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年度に終了
	(実施内容) 第2段階以降の適切な解体撤去工法と手順の策定、および解体撤去工事に伴って発生する放射性物質発生量の評価精度の向上を図るため、汚染状況調査方法を検討し、管理区域内に設置されている設備の放射性物質の量を調査する「放射性物質による汚染調査」および設備の物量を調査する「物量調査」を実施	
④管理区域外設備の解体・撤去 (第2段階以降も継続して実施)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度から継続実施中 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度から継続実施中
	(実施内容) タービン建家内の機器の解体・撤去を実施	

3. 伊方発電所で実施中の工事の進捗状況報告

②使用済樹脂貯蔵タンク増設工事の状況

- 使用済樹脂貯蔵タンクは、1次系の水質調整等のために設置している各脱塩塔から排出された使用済樹脂を一時的に貯蔵し、使用済樹脂に付着した放射性物質の濃度を減衰させるためのタンクであり、**3号機に使用済樹脂貯蔵タンクを1基増設する計画**としています。
(令和5年8月 事前協議了解)
- 令和6年8月に工事計画の認可を受け現地工事を開始しており、令和9年1月竣工予定となっております。
- 現在、基礎工事を終え、タンク本体の設置および付属配管等の取付作業を実施しております。



令和4年10月頃の状況



令和8年3月頃の状況

4. 使用済燃料の搬出状況

(1) 搬出方針

- 安全協定に定めるとおり、伊方発電所の使用済燃料は六ヶ所再処理工場へ計画的に搬出することとしております。(六ヶ所再処理工場へ搬出するまでの間、乾式貯蔵施設において使用済燃料を一時的に貯蔵する。)
- そのうち、2号機の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料については、廃止措置計画のとおり、六ヶ所再処理工場への搬出に加え、3号機の使用済燃料ピットまたは乾式貯蔵施設に搬出し、令和11年度までに搬出を完了する予定です。

(2) 令和8年度の搬出計画

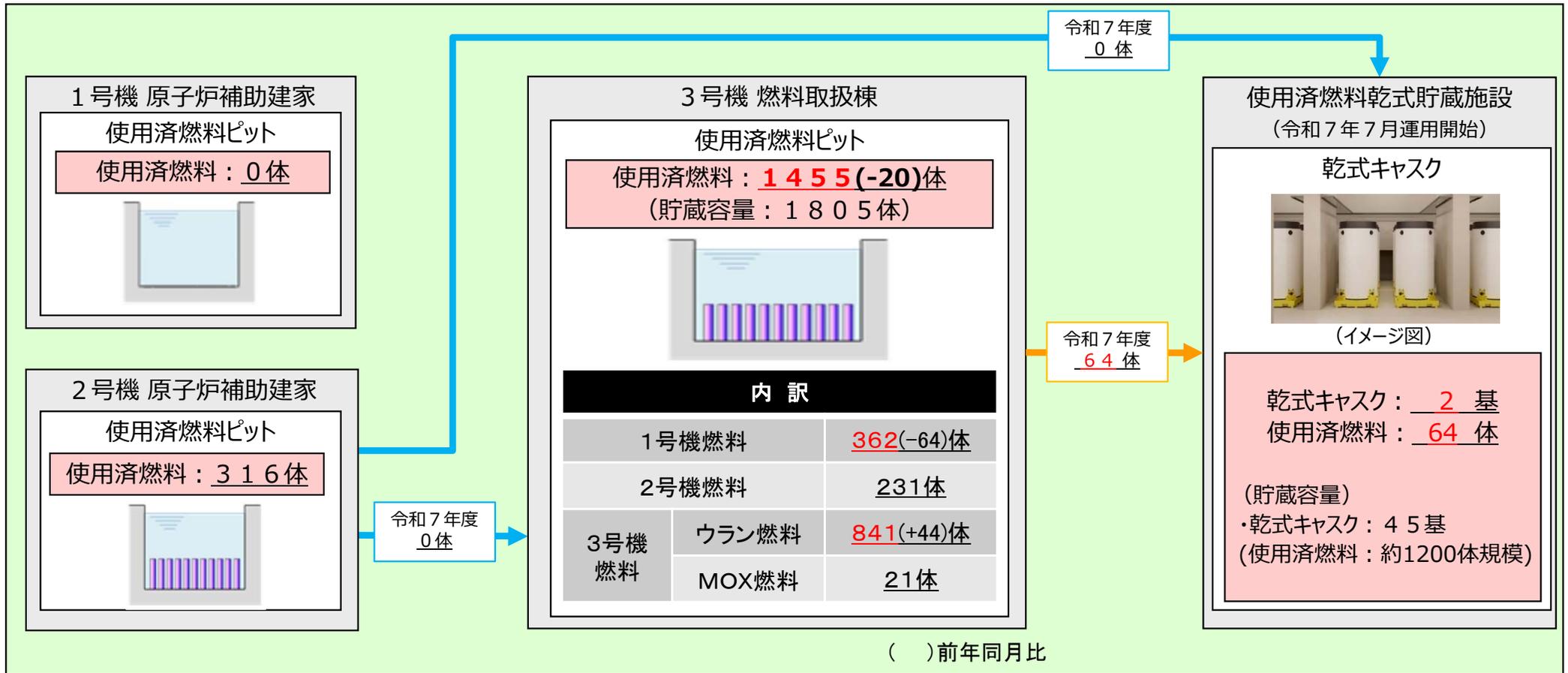
- 伊方発電所から六ヶ所再処理工場※へ搬出する計画はありません。
- 「3号機の使用済燃料ピットの貯蔵余裕確保」および「廃止措置計画に定める2号機の使用済燃料ピットに貯蔵する使用済燃料の搬出」を同時に進めていくため、3号機の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料を乾式貯蔵施設へ搬出するとともに、2号機の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料を3号機の使用済燃料ピットへ搬出する予定。

※ 日本原燃は、令和8年度中の再処理工場竣工に向け、令和4年12月に最終となる第2回の設計および工事の計画に係る認可申請を行い国の審査を受けており、当社としても、他の電力会社と協力し、日本原燃を全面的に支援する。

4. 使用済燃料の搬出状況

(3) 使用済燃料の貯蔵状況および令和7年度の搬出実績

(令和8年2月末時点)



再処理工場の稼働状況等を踏まえ、計画的に搬出

六ヶ所再処理工場

- 令和7年度搬出実績：0体
- 使用済燃料搬出実績：434体(～令和8年2月)

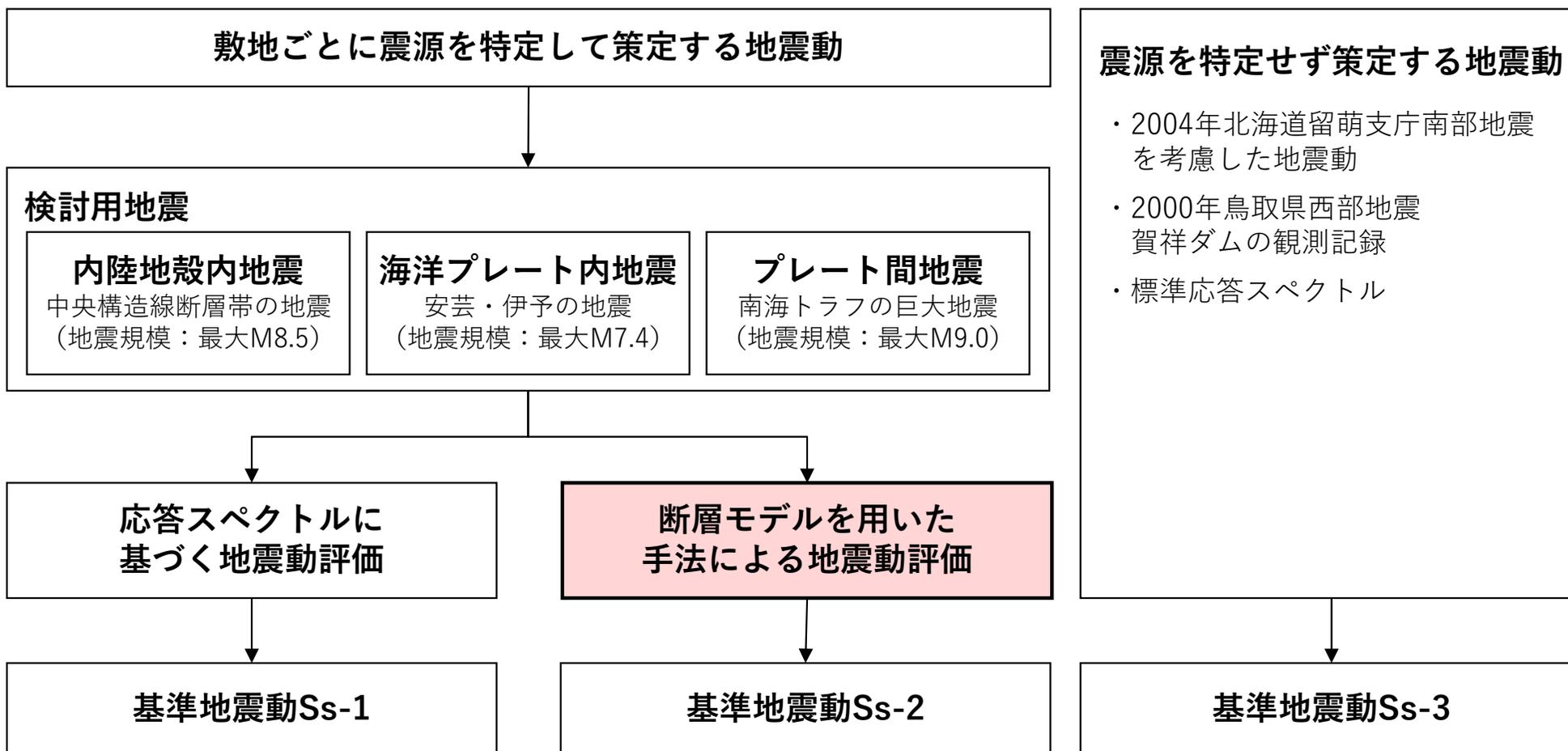
5. 伊方発電所3号機の基準地震動策定について

(令和8年1月19日 当社HPにて公表済)

- 中部電力株式会社が令和8年1月5日に公表した「浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案について」を受け、伊方発電所3号機の基準地震動の策定が適切に行われているかを確認しました。
- その結果、当社では、基準地震動の策定が適切に行われており、データを意図的に操作するといった浜岡原子力発電所の事案と同様の行為は行っていないことを確認しました。
- 今後、中部電力株式会社が設置した第三者委員会の調査状況や原子力規制委員会からの指導等により新たな情報が得られた場合には、それらを踏まえ、適切に対応してまいります。
- 当社は、引き続き、伊方発電所の安全確保を最優先に、適正かつ透明性の高い発電所運営に努めてまいります。

5. 伊方発電所3号機の基準地震動策定について 伊方発電所3号機における基準地震動策定の概要

- 新規規制基準適合性審査では、伊方発電所3号機の基準地震動は下記に示すフローに基づき策定している。
- 伊方発電所3号機においては、敷地の沖合約8kmに位置する**中央構造線断層帯の地震の影響が最も大きい**。
- 中部電力（株）浜岡原子力発電所の基準地震動策定に係る不適切事案（令和8年1月5日公表）に関連する「断層モデルを用いた手法による地震動評価」について次ページ以降に説明する。



5. 伊方発電所3号機の基準地震動策定について 断層モデルを用いた手法による地震動評価の概要(1/2)

- 断層モデルを用いた手法による地震動評価では、震源断層を想定した上で、**波形合成法**を用いている。
- 波形合成法とは、大規模な地震の震源断層を小断層に分割し、**各小断層から放出された小地震波を合成して大規模な地震の地震動を評価する方法**であり、「**経験的グリーン関数法**」と「**統計的グリーン関数法**」の2種類がある。

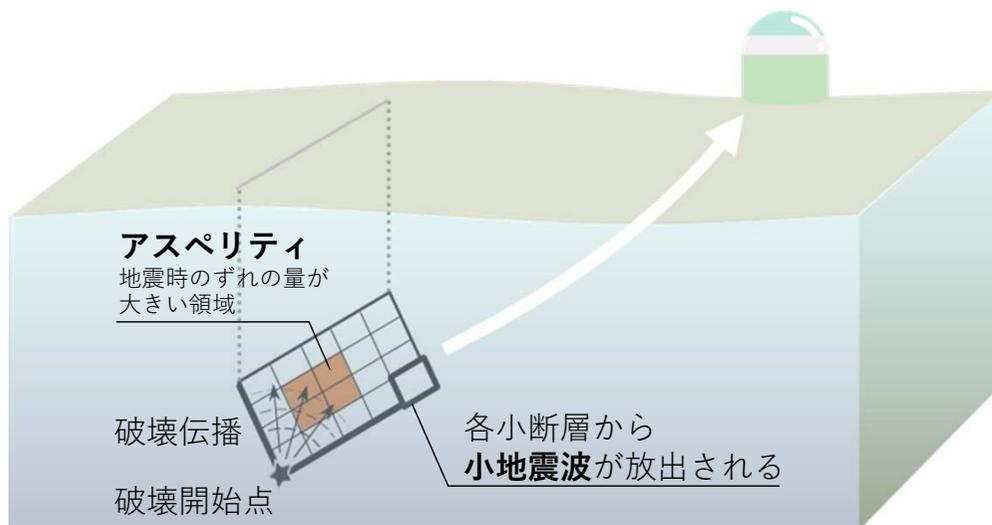
経験的グリーン関数法

実際の観測記録を小地震波として用いて波形を合成する

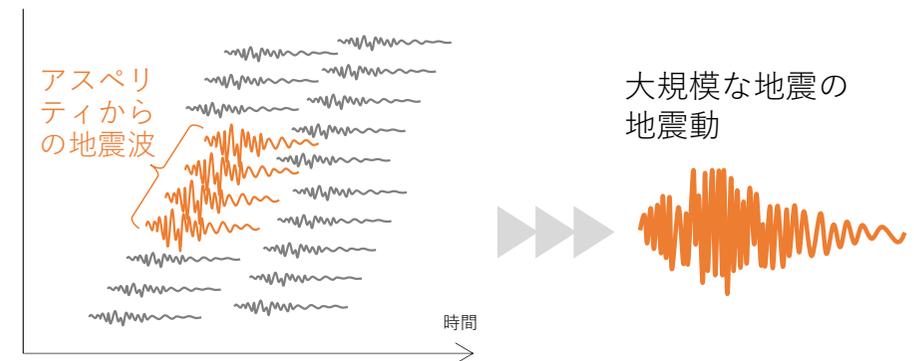
統計的グリーン関数法

適切な観測記録が得られていない場合に人工的に作成した小地震波を用いて波形を合成する

■断層モデルを用いた手法による地震動評価のイメージ



■小地震波の合成のイメージ



各小断層から放出される小地震波の足し合わせ
(アスペリティから特に大きな地震波が放出される)

5. 伊方発電所3号機の基準地震動策定について 断層モデルを用いた手法による地震動評価の概要(2/2)

- 伊方発電所3号機に最も影響の大きい中央構造線断層帯の地震動評価においては、「統計的グリーン関数法」及び「経験的グリーン関数法」の両者の評価を実施したうえ、主要機器の固有周期の地震動が大きい「経験的グリーン関数法」を採用している。

地震動評価の基本方針

平成26年11月7日
審査会合資料再掲

検討用地震の地震動評価は、「**応答スペクトルに基づいた地震動評価**」および「**断層モデルを用いた手法による地震動評価**」の双方を実施。

➤ **応答スペクトルに基づいた地震動評価手法について**

- ・解放基盤表面における水平及び鉛直方向の地震動評価ができること
- ・水平及び鉛直方向の地震動評価ができること
- ・震源の拡がりを考慮できること
- ・地震観測記録を用いて諸特性(地域特性等)が考慮できることから、**Noda et al. (2002)の方法を用いることを基本とする。**

➤ **断層モデルを用いた手法による地震動評価手法について**

○内陸地殻内地震

- ・敷地で地震観測を実施しており、周期5秒程度まで信頼性のある観測記録が得られていることから、「**経験的グリーン関数法**」により評価を行うこととする。
- ・しかしながら観測記録は海洋プレート内地震であるため、「**統計的グリーン関数法**」でも評価し、「**経験的グリーン関数法**」と比較・検証することとする。

○海洋プレート内地震

- ・敷地で地震観測を実施しており、周期5秒程度まで信頼性のある観測記録が得られていることから、「**経験的グリーン関数法**」により評価を行うこととする。

○プレート間地震

- ・内閣府検討会と同じ「**統計的グリーン関数法**」で評価する。



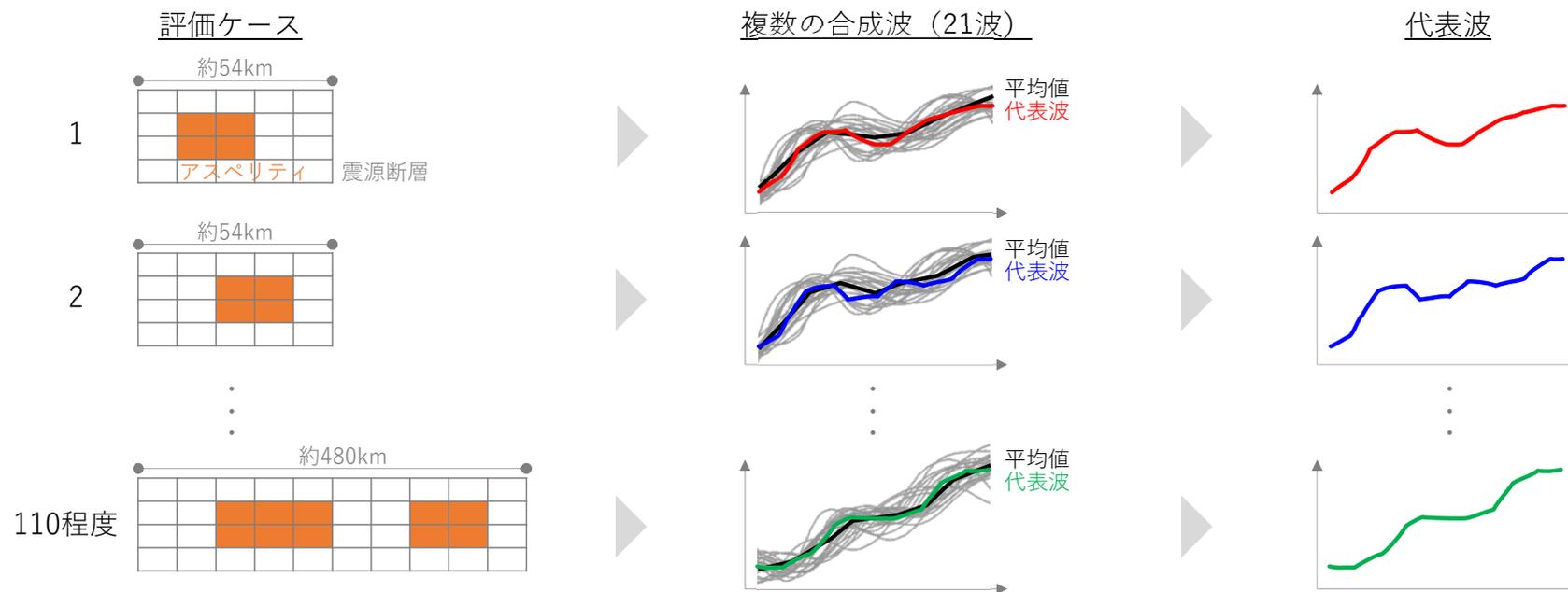
5. 伊方発電所3号機の基準地震動策定について 断層モデルを用いた手法による代表波の選定について

○伊方発電所3号機の経験的グリーン関数法および統計的グリーン関数法に基づく波形合成法においては、評価ケース※1ごとに複数の合成波（21波）を1セット作成し、この合成波の中から、平均値との残差と応答スペクトル形状を確認のうえ、代表波を選定する。

※1 自然現象の不確かさを考慮して、断層長さやアスペリティの位置等を複数ケース設定

○これは、中部電力（株）が令和8年1月5日に公表した方法①及び方法②のいずれにも該当しない。

■代表波選定のイメージ



【補足】※2

- ・中部電力の方法①は、20波の地震動とその代表波のセットを1つではなく多数（例：100セット）作成し、中部電力がその中から1つのセットの代表波を選定。なお、選定基準は現時点では不明。
- ・中部電力の方法②は、多数の地震動（例：数千波）の中から中部電力が意図的に平均に最も近い波ではないものを代表波として選定したうえで、当該代表波が20波の平均に最も近くなるように残りの19波を選定し、20波の地震動とその代表波のセットを作成。

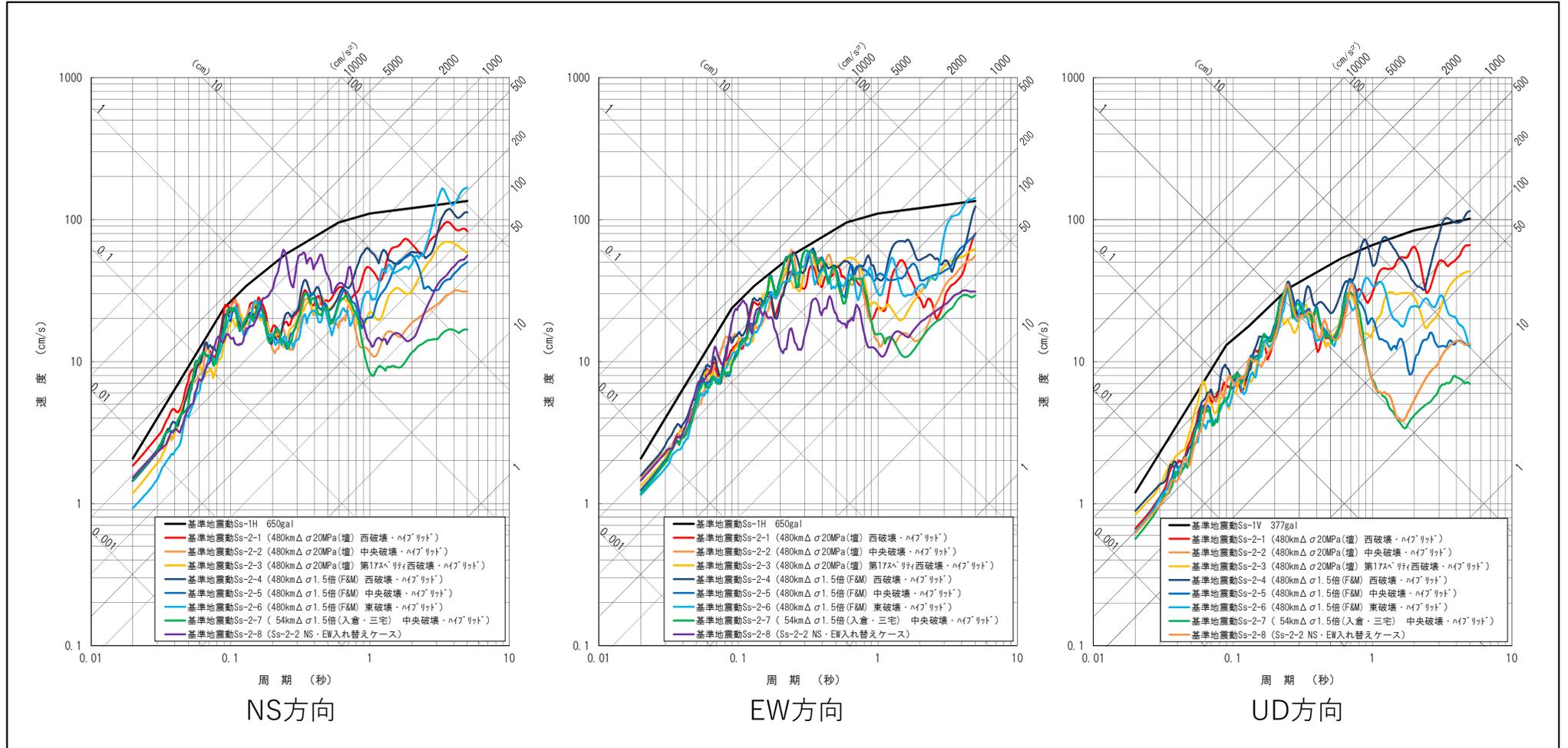
※2 出典：中部電力ホームページ（https://www.chuden.co.jp/publicity/press/_icsFiles/afieldfile/2026/01/05/260105.pdf）

5. 伊方発電所3号機の基準地震動策定について

伊方発電所3号機の断層モデルを用いた基準地震動Ss-2の策定結果

○伊方発電所3号機においては、中央構造線断層帯の経験的グリーン関数法によって作成した代表波のうち、応答スペクトルに基づく地震動評価から策定した基準地震動Ss-1を一部周期帯で上回るものを基準地震動Ss-2として8波選定し、原子力規制委員会の許可を得ている。

■伊方発電所3号機における基準地震動Ss-1及びSs-2



平成27年3月20日原子力規制委員会審査会合資料より抜粋

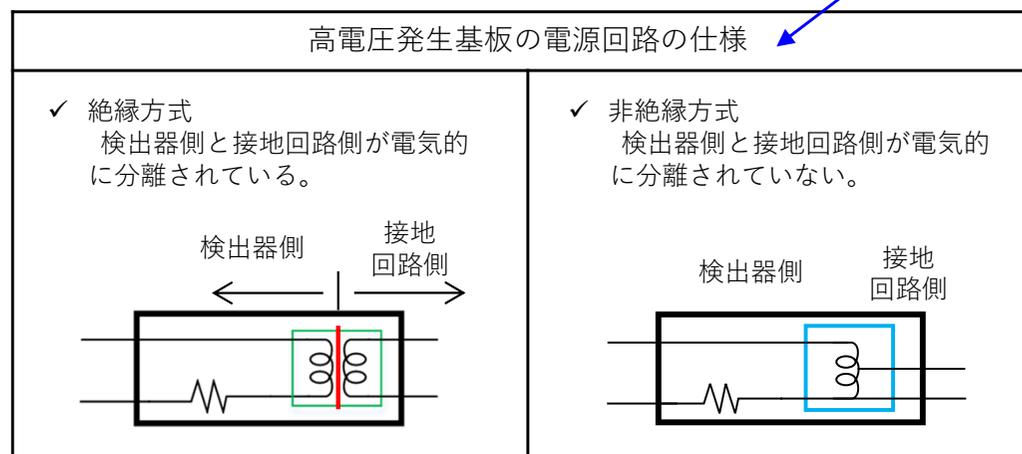
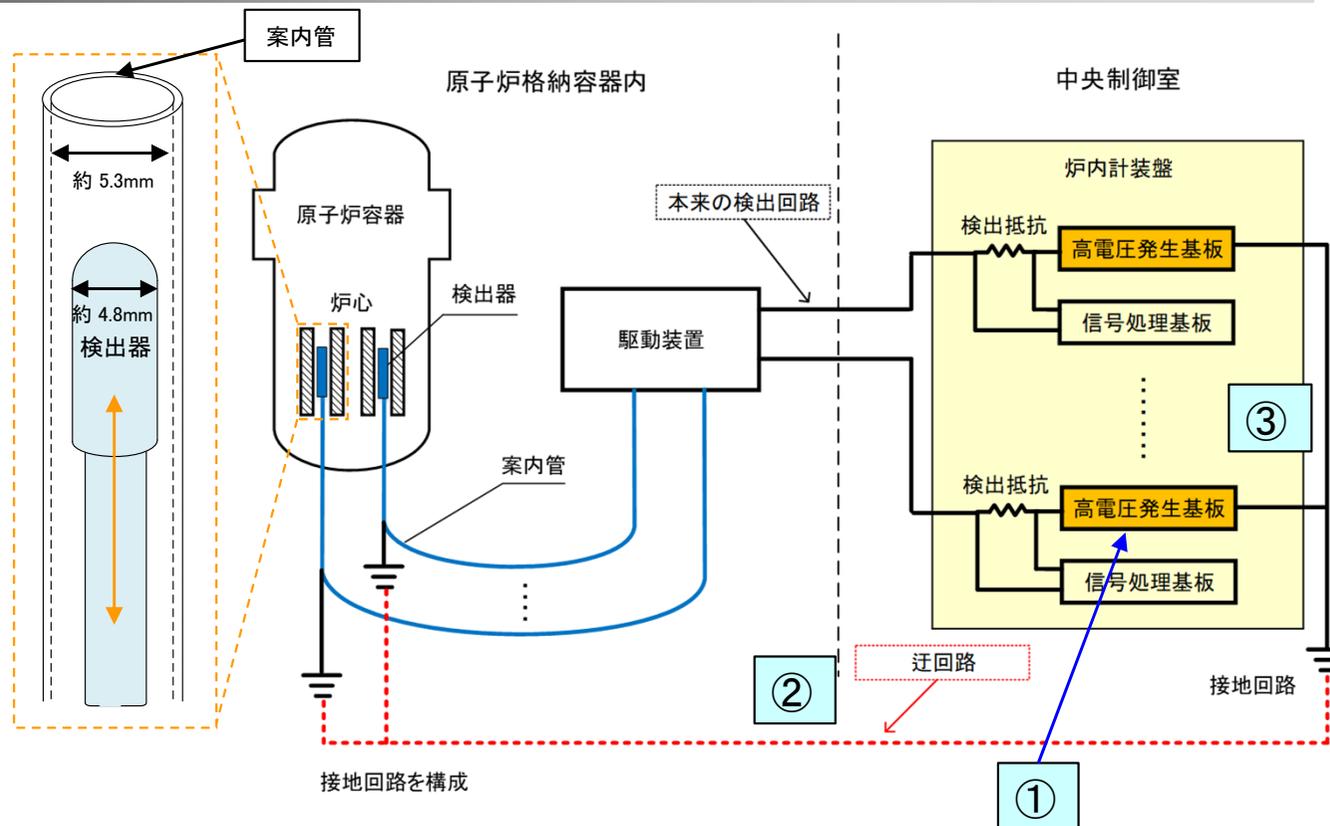
(参考1)伊方発電所3号機 炉内核計装装置の不具合の原因(概要)

① 炉内計装盤の更新工事にて、高電圧発生基板の電源回路の仕様が**絶縁方式から非絶縁方式に変更**され、検出器側と接地回路側が電氣的に分離されていない状態となった

② 検出器は案内管に設置されており案内管を支持する構造物を介して物理的に接地されていたため、炉内計装盤の接地回路を介して、**検出抵抗を迂回する回路が構成**された

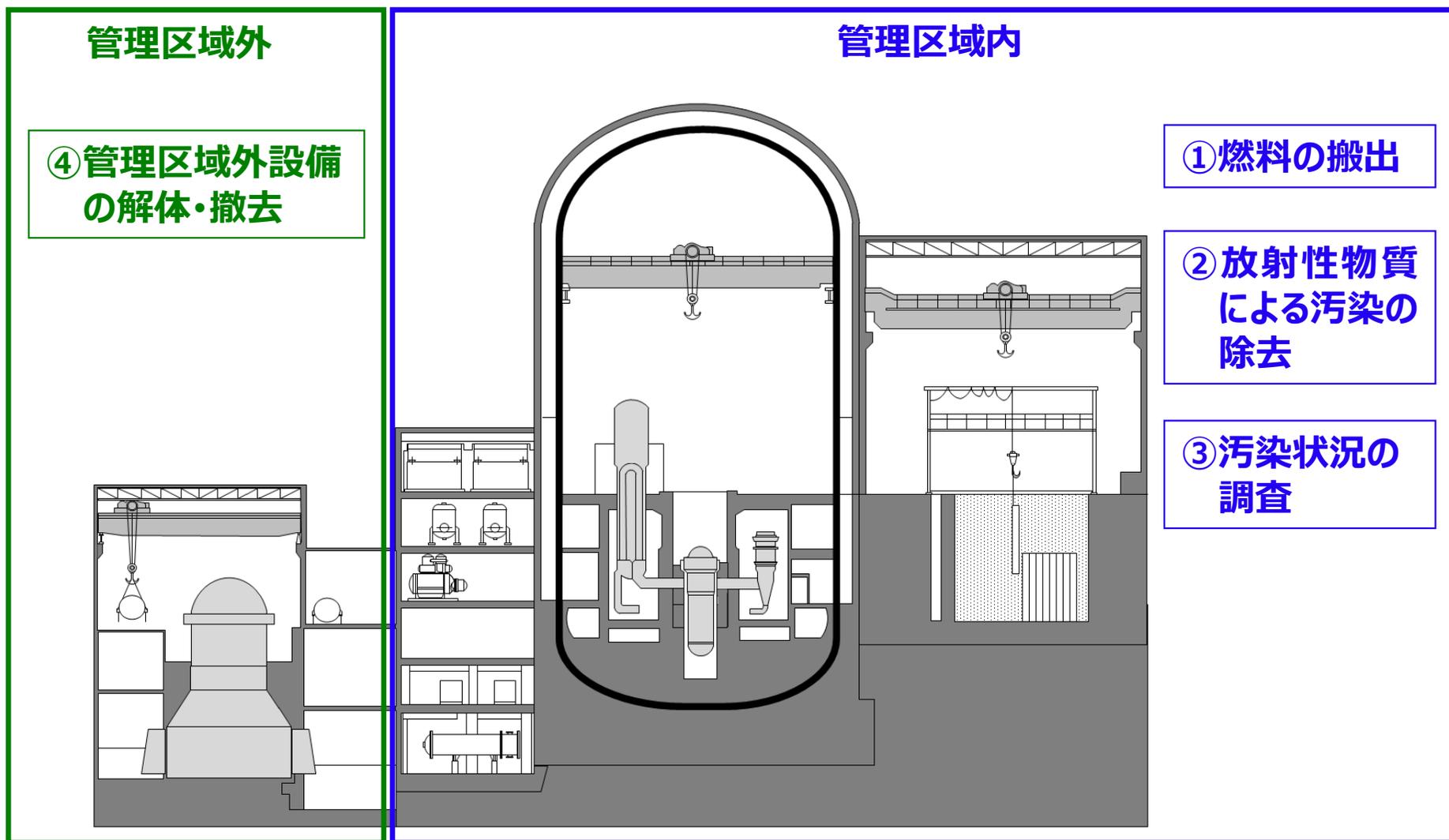
(炉内計装盤の開発時、回路図に検出器が接地されているとの表記はなく、検出器は接地されていない認識で高電圧発生基板を開発していた)

③ 高電圧発生基板を非絶縁方式に変更したことで、**検出器毎に独立していた回路が全て繋がり共通の回路**となってしまった
(全ての検出器が同じ値となった)



(参考2)伊方発電所1、2号機の廃止措置について
第1段階(解体工事準備期間)での実施内容

- 第1段階(解体工事準備期間)では「①燃料の搬出」、「②放射性物質による汚染の除去」、「③汚染状況の調査」および「④管理区域外設備の解体・撤去」を実施します。



(参考2)伊方発電所1、2号機の廃止措置について

伊方発電所1、2号機の廃止措置第1段階進捗状況(年表形式)

伊方発電所の各号機の状況と1、2号機廃止措置第1段階の進捗一覧

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059
1号機	廃止措置 第1段階 (約10年)										第2段階 (約15年)										第3段階 (約8年)								第4段階 (約7年)														
2号機	廃止措置 第1段階 (約10年)										第2段階 (約15年)										第3段階 (約8年)								第4段階 (約7年)														

現在

現在

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	
1号機	①燃料の搬出		使用済燃料搬出		新燃料搬出			完了						
	②放射性物質による汚染の除去		第1段階で実施する放射性物質による汚染の除去 (余熱除去系統、化学体積制御系統の汚染の一部)			完了								
	③汚染状況の調査	調査方法の検討		汚染状況調査(各所の線量測定、物量調査)			完了							
	④管理区域外設備の解体・撤去	解体・撤去方法の検討		管理区域外設備の解体・撤去								第2段階以降も継続		
	管理区域内の解体計画作成						解体計画作成		完了					
2号機	①燃料の搬出						新燃料搬出				使用済燃料搬出			
	②放射性物質による汚染の除去					第1段階で実施する放射性物質による汚染の除去 (余熱除去系統、化学体積制御系統の汚染の一部)	完了							
	③汚染状況の調査				原子炉容器、炉内構造物サンプル採取		汚染状況調査(各所の線量測定、物量調査)	完了						
	④管理区域外設備の解体・撤去				管理区域外設備の解体・撤去									
	管理区域内の解体計画作成								解体計画作成					

廃止措置第2段階に移行予定
(今回の事前協議の対象)

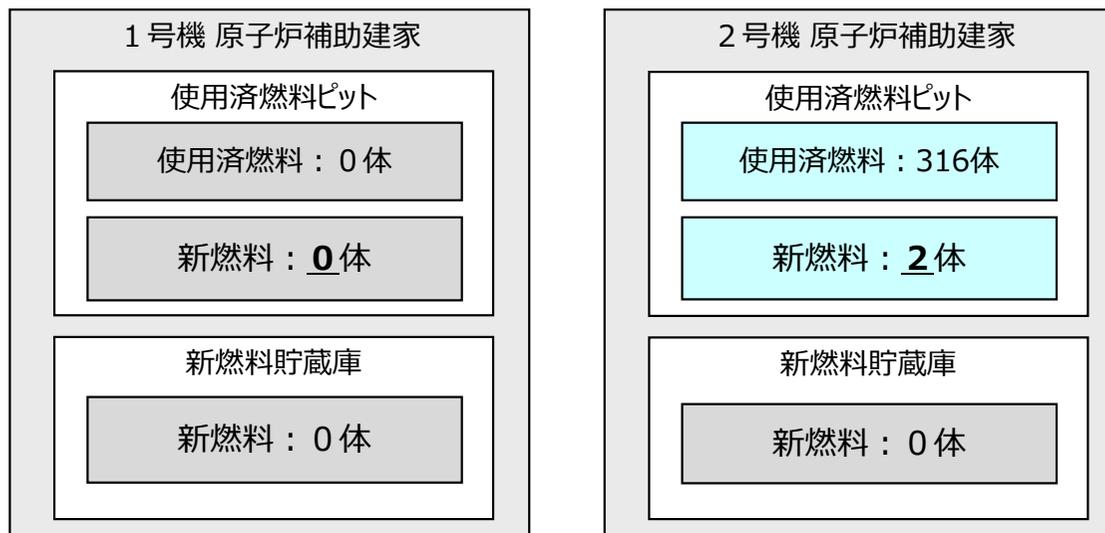
(参考2)伊方発電所1、2号機の廃止措置について

廃止措置第1段階【燃料の搬出】

➤ 第1段階では、原子炉補助建家に保管している燃料(新燃料・使用済燃料)を建家外へ搬出することとしています。

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
1号機	6/29▼ 使用済燃料237体→3号機使用済燃料ピットへ搬出	9/5▼	10/29▼ 新燃料42体→加工事業者へ搬出	11/17	新燃料26体→ 加工事業者へ搬出 8/12▼▼9/30	新燃料16体→ 加工事業者へ搬出 10/24▼▼11/14	新燃料12体→ 加工事業者へ搬出 4/23▼▼6/22	完了				
2号機					新燃料26体→ 加工事業者へ搬出 8/12▼▼9/30	新燃料48体→ 加工事業者へ搬出 10/24▼▼11/14	新燃料26体→ 加工事業者へ搬出 4/23▼▼6/22			使用済燃料316体 → 再処理工場、3号機使用済燃料ピット 乾式貯蔵施設へ搬出		

現在



燃料の貯蔵状況

(参考2)伊方発電所1、2号機の廃止措置について

廃止措置第1段階【汚染状況の調査】

- 第2段階以降の適切な解体撤去工法と手順の策定、および解体撤去工事に伴って発生する放射性物質発生量の評価精度の向上を図るため、管理区域内に設置されている設備に含まれる放射性物質の量を調査する「放射化汚染※1調査」「二次的な汚染※2調査」および設備の物量を調査する「物量調査」を実施します。
- 1号機、2号機共に調査は終了しており、本調査結果を基に、1号機は第2段階に向け廃止措置計画の変更認可申請を実施、2号機は第2段階以降の解体計画の策定を進めております。

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)		
1号機		3/18▼	(1)放射化汚染調査				} 完了			
			原子炉容器等から試料採取			分析および計算による評価				
		10/11▼	(2)二次的な汚染調査							
			線量測定、核種組成比の評価							
2号機			8/5▼	(3)物量調査				} 完了		
				A/B地下1階	A/B1階～4階	A/B5階、C/Vの一部など	C/Vの残り、管理区域建物			
			1/8▼	(1)放射化汚染調査						
				原子炉容器等から試料採取			分析および計算による評価			
2号機				9/15▼	(2)二次的な汚染調査				} 完了	
				線量測定、核種組成比の評価						
				4/1▼	(3)物量調査					
				機器類の重量等の調査						

- (1)放射化汚染調査 …… 運転履歴や設計情報を基にした計算による評価および解体対象施設から代表試料を採取して放射性物質量の分析を行う。
- (2)二次的な汚染調査 …… 配管および機器の外部から線量当量率等の測定を行うとともに、代表試料の分析や計算で核種組成比の評価を行う。
- (3)物量調査 …… 管理区域(原子炉補助建家:A/B、原子炉格納容器:C/V)に設置されている機器類の重量等を調査する。

廃止措置第1段階【管理区域外設備の解体・撤去】

- 第1段階では、タービン建家内の機器およびタービン建家外の機器について解体・撤去を行います。令和7年度はタービン建家内機器および配管の解体・撤去作業を実施しております。

現在

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 以降
1号機	解体・撤去方法の検討		タービン建家外機器撤去					タービン建家内機器撤去			
		1/16▼ 復水脱塩装置 エリア	9/20▼	10/12▼ 変圧器エリア	9/30▼	11/1▼ 脱気器エリア	1/25▼ タービン建家2階	5/8▼ 非常用DGエリア	3/15▼ タービン建家1階、 地下1階	3/24▼ タービン建家配管	発電機
2号機			タービン建家外機器撤去					タービン建家内機器撤去			
				1/8▼ 変圧器 エリア	9/30▼	2/1▼ 復水脱塩装置 エリア	11/10▼ 脱気器エリア	6/5▼ 取水口クレーン他	3/20▼ タービン建家1階、 地下1階	7/25▼ タービン建家配管	発電機



(参考2)伊方発電所1、2号機の廃止措置について

廃止措置第1段階【放射性廃棄物放出状況等】

- 放射性気体廃棄物および放射性液体廃棄物(表1)
原子炉運転中と同様に処理を行ったうえで、監視しながら排気筒(気体)および放水口(液体)から放出しており、昨年度および本年度(第3四半期まで)の放出状況は、1、2、3号機合算値で放出管理目標値を下回っています。
- 放射線業務従事者の被ばく(表2)
 - ・個人の1日の被ばく管理の最大は、1、2号機ともに、管理線量1mSvを十分下回っています。
(1号機最大:0.61 mSv/日、2号機最大: 0.34 mSv/日)
 - ・被ばく線量の実績は、1、2号機ともに、解体工事準備期間10年間の推定値約1,400人・mSvを十分下回っています。(1号機合計:81.25 人・mSv、2号機合計:26.52 人・mSv)

表1 放射性廃棄物の放出実績

廃棄物		令和6年度 累積放出量 (Bq)	令和7年度 (第3四半期まで) の累積放出量 (Bq)	放出管理目標値 (1, 2, 3号機 合算値) (Bq/年)
放射性 気体 廃棄物	希ガス	8.5×10^8	2.7×10^8	3.7×10^{14}
	よう素 (I-131)	検出限界未満※1	検出限界未満※1	7.7×10^9
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く)		検出限界未満※1	検出限界未満※1	3.7×10^{10}

表2 放射線業務従事者の被ばく線量の推移

	期 間	被ばく線量 (人・mSv)	個人の1日の 被ばく線量の最大 (mSv/日)
1号機	平成29年7月7日※2 ～令和7年12月31日	81.25	0.61
2号機	令和2年10月16日※2 ～令和7年12月31日	26.52	0.34

※2 廃止措置段階の原子炉施設保安規定施行日

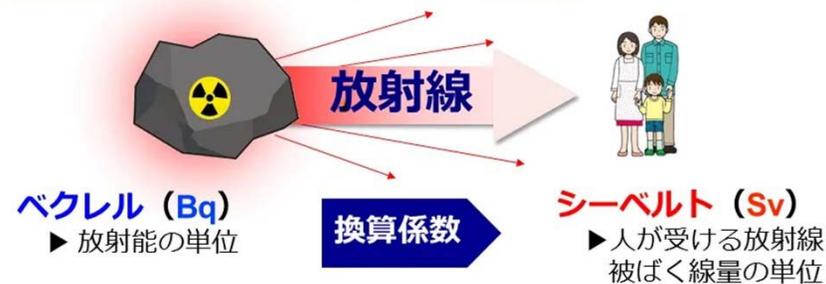
※1 検出限界未満とは、放射性気体廃棄物・放射性液体廃棄物中の当該放射性物質濃度の測定値がすべて検出限界濃度未満であることを示す。

なお、検出限界濃度は「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に示される測定下限濃度を満足している。

仮に当該期間中、測定下限濃度(放射性液体廃棄物はコバルト-60に対する値を代表とする)で検出が継続したと想定した場合における放出放射線を試算すると、令和6年度においては、放射性気体廃棄物のよう素131は 5.4×10^7 Bq、放射性液体廃棄物は 6.4×10^7 Bqとなる。

また、令和7年度(第3四半期まで)においては、放射性気体廃棄物のよう素131は 4.2×10^7 Bq、放射性液体廃棄物は 5.2×10^7 Bqとなる。

● 放射性物質 = 放射線を出す能力(放射能)を持つ ※3



※ シーベルトは放射線影響に関係付けられる。